

のです。この議案は委員会へ付託し審査を行いました。

委員会の委員長報告では、「料金改定に伴って、指定管理者利益配分のあり方について、次期の基本協定締結時には抜本的な見直しをすること」と意見が付されました。これらを踏まえ、本会議の採決では全員賛成により原案可決しました。

◆追加議案一般会計補正予算（第10号）を原案可決

12月定例会議最終日（17日）の本会議において、一般会計補正予算（第10号）が追加議案として提案されました。この議案は、11月臨時会議で既に議決した臨時特別給付金事業の5万円給付に、その後のクーポン支給又は5万円の分割給付を選ばず、さらに5万円の増額をして、10万円を現金で一括給付するものです。これは、自治体の判断により、給付方法の選択が可能とする政府の考え方が示され、年内に給付を開始するために提案されました。本会議の採決では全員賛成により原案可決しました。

◆水田活用の直接支払交付金制度見直しの再検討を求める意見書

次の内容の意見書を国、政府に提出することで可決しました。（以下、意見書本文）

農

業は地域にとって基盤となる産業であり、自然と直接的に関わりを持ちつつ、自然の論理に従って自然と共存しながら、私たちに欠くことのできない食料を生産するという機能を果たしてきた。また、農村や農地を保全していくことは、洪水や土砂崩れを防ぎ、多様な生物の棲みかを提供するなど、国土や自然景観の維持等のためにも重要であり、農村地域に育まれた伝統文化の継承は、次世代への国民共通の財産として守るべきものである。農村の原風景は、日本人にとって共通の故郷となるものであり、その有する多面的機能は社会的共通資本というべきものである。

減反政策は、国の施策として昭和44年度から米余剰の解消を目的とした生産調整の実施に伴い「転作助成金」制度が導入され、平成25年度

からは「水田活用の直接支払交付金」として、引き続き農家の経営を支えてきた農政の根幹となる制度である。全 国的にも農業者の高齢化が進んでいる中であっては本町も例外ではなく、転作率も高い地域であるため、本交付金が経営に占める割合も大きいことから、制度廃止による打撃は甚大なものになる。

さらに、今回の見直しを実施されると農業者のみではなく、地域の農業協同組合や関連産業に与える影響も計り知れず、農産物による採算の見込みが合わないことから耕作放棄を招くことも想定され、このことから農業者や農村の疲弊による農地の荒廃によつて多面的機能も失われていくことも想像されるものである。農村の衰退を招くような制度の変更は、これまで培われてきた地域コミュニティの崩壊にも繋がるものである。よつて、国、政府においては、今回の水田活用の直接支払交付金制度の見直しを再検討するよう強く要望するものである。

令和3年下川町議会定例会 12月定例会議



本会議で委員会審査の報告を行う大西総務産業常任委員長



定例会議委員会審査の様子



定例会議本会議の様子